

A. 聖書解釈と政治思想**オリエンテーション****導入：脳神経科学とキリスト教****1. 聖書の政治思想とキリスト教社会主義****2. 現代政治思想とキリスト教**

2-1：民主主義とキリスト教

2-2：政治的なもの——アーレント、ムフ

7/1

2-3：シュミットからアガンベンへ

7/8

2-4：ジジエクとパウロ

7/15

Exkurs

現代キリスト教思想とユダヤ的なもの

6/17, 24

キリスト教と科学技術

7/22

<前回>宗教社会主義と解放の神学**(1) バルトと宗教社会主義**

1. スイスやドイツにおいてなされたキリスト教と社会主義との積極的な関係づけの試みとしての宗教社会主義。クッター、ラガツ

2. カール・バルト：自由主義神学、ザーフェンヴィルの労働問題、宗教社会主義運動

→ 第一次世界大戦における戦争政策に対する神学者を含むドイツ知識人の公然たる支持、ドイツのキリスト教社会主義の愛国主義運動への転換。

宗教社会主義から弁証法神学への転換：新しい世代の神学者において共有。

4. バルトによる批判の論点：宗教社会主義がその正しさを主張する際に、「キリスト教的」「宗教的」と述べる。「宗教的」と主張することによって、政治という「この世」の事柄を宗教的神学的に正当化しようとするあり方。

「神の判決と審判」、「神の革命」を、あたかも自らの力で（「別の革命」として）

遂行しようとするところに、「革命家の悲劇」（Barth, 1922, 464）と不義が存在する。

宗教社会主義における「宗教的」と「社会的」を「宗教的—社会的」という仕方で結合する「ハイフン」が人間の不遜（巨人主義）であるとの批判

7. キリスト教社会主義の限界がその楽観的な人間理解にある、宗教社会主義の問題も、同じ人間の問いへと収斂する。

(2) ティリッヒと宗教社会主義

1. バルトの宗教社会主義批判

↓ 「宗教的」と「社会的」をつなぐ「ハイフン」に対して。

バルトの宗教的社會主義批判と宗教批判との関連

「宗教は不信仰である」、「神の啓示は宗教を止揚する」という「宗教と啓示」との峻別。啓示あるいは神学を、人間的可能性としての宗教から区別する。

2. 宗教が人間の可能性の事柄であるとするならば、この問題は、さらに、人間存在の問い（人間学）に至らざるを得ない。

3. ティリッヒの宗教社会主義論

『社会主義的決断』（1933年）の宗教社会主義論

(3) 解放の神学とその多様性8. Christopher Rowland (ed.), *The Cambridge Companion to Liberation Theology*,

Cambridge University Press, 2007(1999).

9. Aloysius Pieris, S.J., *An Asian Theology of Liberation*, T & T Clark, 1988.

in Jesus, God and the poor have formed an alliance against their common enemy: mammon.

(15)

Poverty is not merely a material rejection of wealth, because mammon is more than just money.

(16)

Leonardo Boff assigns at least five meanings to it. I submit that in the final analysis there are only two basic concepts to be distinguished: *voluntary poverty*, which I have been discussing so far, and *forced poverty*, which engages my attention here. The first is the seed of liberation; the second is the fruit of sin. (20)

The local church in Asia is a *political church*: a neutral church is a contradiction in terms, for it would not be local. (36)

In the contemporary church, this ecclesiological revolution seems to have begun with the mushrooming of "basic communities" or grassroot communities or *ecclesiolae*. (40)

To *evangelize Asia is to evoke in the poor this liberative dimension of Asian religiousness, Christian and non-Christian*. (41)

There are actually two clear versions of religious socialism in Asia: (1) the more primitive form practiced by the *clannic* and quasiclannic societies spread throughout the vast stretches of nonurbanized Asia, and (2) the more sophisticated form represented by the monastic communities of Buddhist (Hindu, Taoist) origin.

For us Asians, liberation theology is thoroughly Western, and yet so radically renewed by the challenges of the Third World that it has a relevance for Asia that classic theology does not have.

it is not perhaps a new theology, but a new theological method, indeed the correct method of doing theology. (82)

An indigenous clergy is not necessarily as sign of an indigenous church! What makes an Asian Christian community truly indigenous or "local" is its active and risky involvement with Asia's cultural history, which is *now* being shaped by its largely non-Christian majority. Thus, a valid theology of liberation in Asia is born first as a *formula of life*, ,before as *confessional formula*. (111-112)

This process is now taking place germinally in the "basic *human* communities" emerging on the periphery of the official churches. Therein, the authentically *local* churches of Asia and the *valid* Asian theologies of liberation have already been conceived as twins in the same womb of praxis. (112)

(4) 基礎的共同体と教育・言葉・意識化

10. 解放の神学：理論と実践、抑圧・搾取の克服（抑圧者と非抑圧者の双方を変える→リユーサーの「新しい人間性」）



共同体形成・共同体の中での個、焦点としての「教育」

11. 解放の教育：パウロ・フレイレ (Paulo Freire, *Pedagogy of the Oppressed*, Penguin Books, 1972(1970))

- The 'Banking' concept of education (as an instrument of oppression)
/ the problem-posing concept (as an instrument for liberation)
humanization / dehumanization
- liberation as a mutual process
- Conscientization

12. 脱学校化：イヴァン・イリッチ

13. 教育センター・インディゴ書院のプロジェクト。釜山。

(5) 解放の神学の挑戦は続く

Thia Cooper (ed.), *The Reemergence of Liberation Theologies. Models for the Twenty-First Century*, Palgrave, 2013.

13. Introduction (Thia Cooper)

When I decided I wanted to study liberation theology in 1997, the overwhelming response from people I knew in the United States was, "Why would you want to research that? Liberation theology is dead." Apparently, it was dying in the 1980s, and with the fall of the Berlin Wall, it

became a piece of history. (1)

Liberation theology has slowly returned to the academy in the United States and Europe as recognition spreads that it is still alive.

This book is the first fruit of our collaboration. (3)

14. Rosemary Radford Ruether, "A US Theology of Letting Go"

In this essay I want to elucidate some of the basic principles of a US theology of "letting go."
 . . . It is a theology of solidarity between people engaged in particular liberation struggles and their supporters within dominant societies. . . . there must be some repentance on the side of the sinners. Ultimately a transformation of both sides must take place so there is no more poor and rich, oppressed and oppressors, marginalized and privileged but a new society where all members enjoy dignity and access to the basic means of life.

Letting go was at least partially what the South African apartheid regime did or had to do in giving up its dream of two separate societies, white and Black, and allowing equal political citizenship for all in South Africa. . . . Letting go is what the United States has mostly refused to do in relation to the revolutions in the Third World, such as the one in Cuba and in Sandinista Nicaragua, (43)

2. 現代政治思想とキリスト教

2-1: 民主主義とキリスト教

(1) 民主主義と自由主義

0. 広義の民主主義

国家や集団の権力者（主権者）が構成員全員であり、集団の意思決定は構成員間の合意形成に基づいて行う体制・政体。寡頭制、君主制、貴族制、独裁、専制、権威主義などに対立するものとして多義的に理解される。

近代民主主義は、西欧を支配してきたエリート層（貴族）が市民革命期に選んだ体制として成立し、その後もほぼこの枠内で動いている。フランス革命やナポレオン戦争によって、民衆を主権者とする民主主義の国家の方が、それ以前の封建国家に比べ、国民が納税や兵役の義務を積極的に果たし、財政的軍事的に強い国を作れることが判明。貴族などエリート層は、封建国家だった自国を民主主義の導入によって国民国家に転換し、民意よりエリートの利害を重視する官僚機構として置き、あるいはエリートが認めた特定政党（たとえば2大政党）に権力が安定的に集中させるといったやり方で、実質的な権力がエリートの手に残る仕掛けを維持した。

1. Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, Verso, 1993.

Rorty's position, however, is problematic because of his identification of the political project of modernity with a vague concept of 'liberalism' which includes both capitalism and democracy. For, at the heart of the very concept of political modernity, it is important to distinguish two traditions, liberal and democratic, both which, as Macpherson has shown, are articulated only in the nineteenth century and are thus not necessarily related in any way. Moreover, it would be a mistake to confuse this 'political modernity' with 'social modernity', the process of modernization carried out under the growing domination of relations of capitalist production.

to draw this distinction between democracy and liberalism, between political liberalism and economic liberalism (10)

2. 佐藤光『リベラリズムの再構築 「自由の積極的な保守」のために』工房早山、2008年。

「実際、西欧史を少しでも紐解けば明らかかなように、リベラリズムの本来の姿は、「重商主義政策からのレッセ・フェール」や「規制緩和による経済活動の活性化」を唱える経済的自由主義などではなく、中世末期あるいは近世における、血で血を洗う宗教戦争の反省に基づいた、いわゆる「宗教的寛容」を核と思想だった。カソリックとプロテスタント、

信と信、価値と価値の間の対立・葛藤・衝突・殺し合いをどうするか、それらの間にいかにして平和をもたらすか、信仰が真実のものである限り、たとえ自己の信仰とは異なる、虫酸が走るほどの嫌悪感をもたらす信仰であったとしても、その存在を断固として認めよう——こうした確固とした倫理的態度が、リベラリズム本来の課題と意味だった。」(14)

(2) キリスト教と民主主義

3. 「契約共同体、徹底的平等主義、反帝国」と民主主義との親近性とキリスト教と政治的共同体との関係の多様性。

4. 大木英夫「デモクラシーとキリスト教」(『歴史神学と社会倫理』ヨルダン社、1979年)

「バルトは『義認と法』(一九三八年)において、「新約聖書の訓戒の最も内的な、最も中心的な形に眼を注ぐときにこそ、私は『われわれは新約聖書の線を民主主義的国家概念の意味において延長する場合にこそ、正しい解釈に基づくのだ』と言うであろう」と言明した。戦後『キリスト者共同体と市民共同体』(一九四六年)において、前者よりもずっと抑制された形をとっているが、「福音から出発するキリスト教的政治の方向と線とは、普通一般に、民主的国家と名づけるものに著しく似通った傾向にある」ことを承認した。バルトが政治的にデモクラシーを肯定していることは以上の引用から十分推測できると思うが、彼が政治問題を考えるさいにとる「神の国」との類似の論理は、正しい国家が君主制・貴族性の形をもとりうるし、また独裁制をもとりうることを容認せざるをえないという結果をもたらし、キリスト教とデモクラシーの結びつきを、神学的な立場から断定することの困難をあらわしている。歴史的に見ても、キリスト教徒とデモクラシーとの結びつきを立証することはけっして単純にはできない。」(368頁)

◆時代／年表

- 1492年：グラナダ陥落(レコンキスタの完成)、コロンブスのアメリカ大陸発見
- 1517年(10月31日)：ルターの95カ条の提題、宗教改革の発端。
- 1518年：スイスでツヴィングリの宗教改革
- 1519年：ルターとエックの論争
- 1521年：ヴォルムス勅令(カール五世、ルターを帝国追放)
- 1524-25年：農民戦争
- 1534年：イエズス会創設、ヘンリー8世による国王至上法(首長令)
- 1545-63年：トリエント公会議(教皇至上権、カトリック教義の確認)
- 1555年：アウグスブルク宗教和議
(諸侯と諸都市にプロテスタント・カトリックの選択の自由を承認)
- 1588年：イングランドがスペインの無敵艦隊(アルマダ)を破る
- 1602年：オランダ、東インド会社
- 1607年：ジェイムズタウンへ入植開始
- 1608年：プロテスタント諸教派「同盟」結成
- 1609年：カトリック諸教派「連盟」結成
- 1609年：カトリック諸教派「連盟」結成
- 1618年：プラハでプロテスタント蜂起→30年戦争(1618-1643年)へ
- 1620年：メイフラワー号、アメリカへ
- 1628年：権利請願
- 1638年：主教戦争
- 1640年：短期議会
- 1642年：ピューリタン革命(1649年からイギリス、共和制)
- 1648年：ウェストファリア条約(ヴェストファーレン条約)締結
- 1648年：オスマン軍ウィーン包囲

- 1649年：チャールズ1世、処刑
- 1652/65/72年：英蘭戦争
- 1658年：クロムウェルの死
- 1660年：イギリス、王政復古（チャールズ2世）
- 1664年：ニューインドランドの特許状廃止、王領になる
- 1688年：名誉革命
- 1689年：宗教寛容法、権利宣言
- 1691年：特許再交付、ニューイングランド自治回復
- 1694年：イングランド銀行
- 1701-14年：イスパニア継承戦争
- 1707年：スコットランドと合同（大ブリテン王国）
- 1740年：「大覚醒」はじまる
- 1754年：フレンチ・インディアン戦争、フランス領植民地壊滅
- 1763年：カナダがイギリス領に
- 1776年：アメリカ「独立宣言」
- 1786年：ヴァージニア「信教自由法」成立
- 1791年：「権利章典」成立

（3）ピューリタンの教会政治と民主主義——リンゼイ・テーゼ

- ・宗教改革の万人祭司の理念の歴史的な具体化として
- ・神の意志の発見の手続きとして
- ・直接民主主義とキリスト教とは合致できるか。聖職者の存在意味
- 5. リンゼイ（Alexander Dunlop Lindsay, 1879～1952）・テーゼ：
 - 「ピューリタニズム→イギリス・デモクラシー」
- 6. ルターの万人祭司論→平等な人権→同意に基づく政治＝民主主義→普通選挙権
 - 「神の前」において ←→ 現実（政治と経済）
- 7. パトニー討論とその意義
 - ・「パトニー討論」（1664年10月28日から30日）と法哲学者リンゼイの解釈
 - 革命の中、軍隊の急進派から出された「人民協約」の審議のため、ロンドン郊外のパトニーの教会堂で開かれた軍幹部会議が開かれた。
 - ・ピューリタン革命：絶対王政と共和制という政治システムをめぐる戦争であると共に、イギリス国教会制度とピューリタニズム（これには、多様な宗教的主張が含まれるが、国教会制度を越えて宗教改革をさらに推進するという点では一致していた）という、宗教的な意味根拠をめぐる闘争でもあった。
 - 軍幹部（クロムウェル、アイアトン）とレヴェラーズ（レインバラ）との間の成人男子普通選挙権などをめぐる討論。
- 8. クロムウェルの「ニュー・モデル軍におけるこうした宗教的理念の果たした役割の大きさ」。クロムウェル部隊の強さの秘密＝徴兵方法。
- 9. 争点＝宗教的な根本理念のレベルにおける選択：
 - 絶対王政と国教会制度を支える階層的秩序（身分制社会）か、宗教改革の万人祭司（神の前の平等主義）か。
- 10. 同意の原理：レインバラ大佐（レヴェラーズの代表）
 - 「イングランドで最も貧しい人といえども、最も大いなる人と同様に、生きるべき生命を持っていると本当に思うからである。それゆえ、実際のところ、よろしいか、ある政体の下で生きねばならぬ人は誰であれ、まず自分自身の同意によって我が身をその政体の下に置くべきだということは明確だと思われる。それに、イングランドの最も貧しい人でも、厳密な意味では、我が身をその下に置くための投票権を持たされていない政体になど、少しも縛られはしないのではなかろうか。」（パトニー討論、1999、176）

11. 民主主義：主権者としての国民の同意が必要。国民の普通選挙権の要求。
 「しかし、私はその選挙権という所有権が、イングランド王国においては、他の何者にも勝れて貴族や郷紳や特定の人たちに属する所有権であることを否定する。」(190)
 ↓
 政府や権威者が国民に対する約束（契約）を破った場合には、国民の側に抵抗する権利を認める。「自然法に基づく自己保存と抵抗権」→人間に生得的な人権という観念。
 信仰者という点で、聖職者も平信徒も平等である、という万人祭司の精神。
12. 討論の原理：同意は討論の結果到達されるものであって、決して討論の前提ではない（クロムウェル）。関係者全員の同意から出発することではなく、むしろ、意見の「不一致と批判を容認し、かつ要求」すること、「各人の相違を認めた上での平等」。反対政党の存在を許さない政治は、もはや民主主義とは言えない。
13. 討論の原理は、「キリスト教の集会の経験」（リンゼイ、1964、32）に基づいている。
 キリスト教の集会：「神の意志」を発見すること。それは、異なる意見を持った者たちの討論による。各自が所有する神の意志についての異なる諸部分の知識を討論の中で語り合い、共有し合うときにはじめて、神の意志は十分な仕方、発見される。
14. 集いの意識
 ・民主主義の弱点（？）：
 集団の規模が大きくなり、討論が代表者の手に委ねざるを得なくなるとき（＝代議制）、主権者である国民と代表である政治家との間に存在する隔たりから、様々な弊害が生じることになる。そこに欠けているのは、「集いの意識とでも呼ばれるべき不思議な雰囲気」（リンゼイ、1964、38）。代表者である政治家が、国民の代表としての責任を自覚しつつ、議会という討論の場に集うとき、討論は民主主義の名にふさわしいものとなる。
15. 「集いの意識」は、ピューリタンの集会という「宗教的民主主義の基盤」の中で体験されていたものであった。
 「このことは科学的な理論でもなければ、常識からくる教えでもありません。じつに、宗教的かつ道徳的な原理なのであります。これは、すべての信仰者は精神的〔靈的〕には祭司であるということ、神学的でない言葉にいい換えたにすぎません。」(リンゼイ、1964、19)

（４）宗教的寛容と政教分離

16. ロックの寛容論→（サウス）カロライナ統治案、カロライナ州憲法
 「寛容」（toleration ←→ 「強制」「干渉」imposition）
 信仰は個人のことであり、礼拝行為も神と個人の間で良心によって行われ、政府の干渉すべきことではない→非国教徒の自由を政府は認めるべきである。政教分離。
 （政治権力の基礎＝原始契約→無神論＝無政府論。無神論とカトリックへの不寛容。）
 「寛容についての試論」（1667頃）、「寛容についての手紙」（1689/90/92）
17. 自由の伝統
 ・ピューリタンと信教の自由をもとめた脱出（ピルグリムの渡航）
 分離派、ロビンソン牧師の国外移住の決意（1607）、まずオランダへ、次にアメリカへ（ヴァージニア会社と交渉、入植許可を得る）
 メイフラワー号：「聖徒」と「よそ者」（航海と入植の労働や実務）が半々、100名あまり。7月ライデンを出航し、11月に到着。
- ・「メイフラワー契約」（1620/11/11）：「お互いが契約により結合して市民政治体を形成し、共同の秩序と安全を保ち、法律と公職とに服従すること」。上陸に先だって、「よそ者」との間で。→「多元国家アメリカ」の原型：異質な価値観を持つ者が相互の合意と契約によって新たな権力の正統性を創出する試み。
- ・ヴァージニア信教自由法
 ・「権利章典」（＝憲法に付随する10カ条の修正条項）：連邦政府に対する各州の権限尊重

を明記。

18. 歴史的プロテスタンティズムの限界

信教の自由を求めた移住という伝統。これは自分たちの信仰の自由を求めてのことであり、他の人々の自由を保障するという意識に基づいていたわけではない。クエーカーへの弾圧。

19. 公定教会制 (established church) : 教会同様に人々の自発的契約に基づく政府 (公的権力。人間の罪のゆえに必要となる取り締まり、処罰を行う権限) も、神との契約を履行する義務を負う。国家と教会は協力して神の法に従うべきであり、教会財政は、教会員ではない人々もその維持に協力すべきである。→ 社会秩序の不安要因と判断された人々を「拒む権利」。

20. ロジャー・ウィリアムズ(1603-1683) : 公定教会制へ反対。「政治権力は個人の信教の自由に及ばない」。

21. ウィリアム・ペン (1644-1718) : ペンシルヴェニアの地で、クエーカーなど宗教上の迫害を受けていた人々の保護。アーミシュを含むメノナイト派、モラヴィア兄弟団など。先住民との友好関係。

(5) 宗教的寛容論の系譜・歴史的なキリスト教的諸形態を超えて

22. ヨーロッパ諸都市における宗教的寛容ネットワークの存在

・中世ヨーロッパにおけるアジュールのネットワーク？

・小山哲「我ら異なる信仰のために血を流さない」——近世ポーランドにおける諸宗派共存体制をめぐる（京大文学部文学研究科・21世紀COEプログラム「グローバル時代の多元的人文学の拠点形成」『グローバル時代の人文学——対話と寛容の知を求めて』2007年、11-24頁）。

阿部謹也『中世を旅する人びと——ヨーロッパ庶民生活点描』ちくま学芸文庫。

関哲行『旅する人びと』（ヨーロッパの中世4）岩波書店、2009年。

23. ハンス・B・グッギスベルク『セバステリアン・カステリョ 宗教寛容のためのたたかい』新教出版社、2006年。

本書は、カステリョをはじめとした宗教改革期の宗教寛容思想研究で世界的に著名なグッギスベルク (1930-1996) の研究の集大成と言える大著の邦訳である。訳者の出村彰氏は『カステリョ』（清水書院）を執筆するなど、宗教改革研究の第一人者であり、本書は翻訳としてきわめて高い水準を持ち、安心して読みすすめることができる。

カステリョは、『聖対話篇』（聖書を題材とした古典ラテン語読本）や聖書翻訳（ラテン語訳とフランス語訳）といった業績を残したプロテスタント人文主義者であり、セルヴェトウスが異端のかどによりジュネーブにおいて処刑された（一五五三年一月二七日）ことを端緒として開始されたカルヴァンやベーズとの激しい論争との関連で名前が知られる他は、その思想の実質についてはいわば長い間忘れられた存在であった（一九世紀半ばの再発見）。その寛容思想の決定的な意義にもかかわらず、訳者あとがきで述べられるように、日本ではほとんど無名な人物と言わねばならない。

このようにカステリョについてはわずかな歴史的記録が残っているに過ぎないという制約の中で、グッギスベルクが本書で採用する視座は、歴史学者としてのそれであり、「醒めた目で、いっさいの理想化から自由に」、カステリョの伝記的事実を再構成し、著作の読解を行っている。本書は、全体の三分の二以上を占める第一章「出自・青年時代・教育」から第九章「戦い（晩年）」までの部分において、カステリョの生涯が辿られるが、二五〇頁あまりを一気に読み通させるだけの魅力的な叙述となっている。

書評者としてとくに指摘したいのは、次の点である。まず、本書ではスイス諸都市を中心とした宗教改革の動的な動きがカステリョを中心に鮮やかに描かれており、単なる学説史を超えて、宗教改革が歴史的出来事として何であったのかを知ることができる。とくに、カルヴァンとカステリョとの対立が、異端者に自由を与えることが教会の存立を脅かすと

きに国家はそれを黙認してはならないという改革者の立場と、そこに信教の自由の抑圧を見、「人間を殺しても、教理を弁証したことにはならず、単純に人殺しにすぎない」と批判する人文主義者の立場との間にあるとの指摘は、説得的である。

次に、本書において『異端は迫害されるべきか』『異端非処罰論』などの緻密な分析によって示されるカステリョの宗教寛容論は、現代の読者が宗教的寛容について考える上で参照すべき多くの洞察を含んでいる。たとえば、異端者とは単なる教会の攪乱者ではなく、探究者、疑惑者という面を有しており、寛容に処すべきであること、教義は重要ではあるが、それは相対的な重要さであって、強制されるべきではないこと、誰が異端者であるか判断できるのは神のみであって、何びとも神の判決を先取りすべきではないこと。

さらに本書は、カステリョの寛容論がセバスティアン・フランクの影響を受けたものであり、またその交流範囲が、スイス諸都市、ドイツ、フランス、オランダはもちろん、東はポーランド（反三位一体論のポーランド兄弟生活団）やハンガリー、西はスペインにまで及んでいることを描き出している。一六世紀のこうした寛容思想のネットワークは、一七世紀になると、ロックなどの寛容論を生み出すことになる。

宗教的寛容は、宗教的多元性の状況下において生きる現代人にとって最重要な問いとなっている。教派的多元性のもとで展開されたカステリョの寛容論はそのまま現代の宗教的多元性の状況に適用できるわけではないが、しかし、カステリョから学ぶべきことは少なくない。現代世界においてキリスト教の直面する問題を真剣に考える読者にとって、本書は大きな手がかりとなるであろう。

<参考文献>

1. 芦名定道・小原克博『キリスト教と現代世界—終末思想の歴史的展開』世界思想社。
2. 大澤 麦（1999）「〈訳者解説〉ピューリタン革命における「パトニー討論」——その背景と政治思想的意義」大澤麦・澁谷浩訳『デモクラシーにおける討論の誕生—ピューリタン革命におけるパトニー討論—』聖学院大学出版会。
3. リンゼイ（1964）永岡薫訳『民主主義の本質—イギリス・デモクラシーとピューリタニズム—』未来社。
4. 大木英夫『ピューリタン』中公新書、『ピューリタン——近代化の精神構造』聖学院大学出版会。
5. 浜林正夫『イギリス宗教史』大月書店。
6. 野田又夫『ロック』講談社。
7. 加藤節『ジョン・ロックの思想世界——神と人間との間』東京大学出版会。
8. Jeremy Waldron, *God, Locke, and Equality. Christian Foundations in Locke's Political Thought*, Cambridge University Press, 2002.
9. 山田園子『イギリス革命の宗教思想』御茶の水書房。
10. 横田耕一『憲法と天皇制』岩波新書。
11. 阿部美哉『政教分離——日本とアメリカにみる宗教の政治性』サイマル出版社。
12. 塚田 理『イングランドの宗教——アングリカニズムの歴史とその特質』教文館。
13. ジェームズ・I・パッカー『ピューリタン神学総説』一麦出版社。
14. 今関恒夫他共著 『近代ヨーロッパの探求3 教会』ミネルヴァ書房。
15. ハンナ・アレント『革命について』ちくま学芸文庫。
16. 森本あんり『アメリカ・キリスト教史——理念によって建てられた国の軌跡』新教出版社。
『アメリカ的理念の身体——寛容と良心・政教分離・信教の自由をめぐる歴史的实验の軌跡』創文社。
17. R. N. ベラー『社会変革と宗教倫理』未来社。
18. 井門富士夫編 『アメリカの宗教的伝統と文化』玉川大学出版部、『多元社会の宗教集団』大明堂、『アメリカの宗教——多民族社会の世界観』弘文堂。
19. 小川晃一・片山厚編『宗教とアメリカ』木鐸社。
20. 森孝一 『宗教からよむ「アメリカ」』講談社。
21. ピラード／リンダー 『アメリカの市民宗教と大統領』麗澤大学出版会。